

令和7年3月31日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
住宅局住宅生産課
代表 03-5253-8111

CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法
及び木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する関係告示の制定・改正に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年2月8日(土)から令和7年3月9日(日)までの期間において、CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法及び木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する関係告示の制定・改正に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法及び木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する関係告示の制定・改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※4の個人・団体から合計17件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
(1) CLT告示の一部改正		
1	今回新設されるCLTパネル工法の仕様規定は、在来軸組工法と比べて剛性の高い仕様となっているが、基礎については建築基準法施行令第38条及び平成12年建設省告示第1347号に規定する基準への適合のみでよいのか。	ご指摘のとおり、今回の改正によりCLTパネル工法の仕様規定Aで用いられる耐力壁の倍率は最大で10倍（在来軸組工法は最大で7倍）となり、在来軸組工法よりも基礎が負担する応力が大きくなります。これを踏まえ、基礎については、改正後のCLT告示において、建築基準法施行令第38条及び平成12年建設省告示第1347号に規定する基準に加えて、「基礎は、建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であるように、部材の種別、寸法、量及び間隔を適切なものとする」という基準に適合することを求めることとします。本基準の詳細については、今後、技術的助言等においてお示しする予定です。
(2) 木質接着パネル建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の新設		
2	令和6年国土交通省告示第964号による改正前の平成13年国土交通省告示第1540号に規定する基準に適合する木質プレハブ工法として型式適合認定を受けているものは、新設告示の施行後においても引き続き有効であ	ご認識のとおりです。

	るか。	
3	昭和 62 年建設省告示第 1899 号第 3 号においては、偏心率が 0.3 以下である場合は、各階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮した構造計算を行うことが認められているが、新設告示に規定する木質接着パネル工法のルート 2 同等計算又はルート 1 同等計算においても同様の計算を行うことは可能か。	可能です。計算方法の詳細については、今後、技術的助言等においてお示しする予定です。
(3) 評価方法基準の一部改正		
4	評価方法基準において、CLT パネル工法の仕様規定ルートを活用する場合、等級に応じた倍率を乗じて必要壁量の算定することの他に、評価方法基準として追加で適合を求められる規定はありますか。	1-1 (3) ホに規定する階数が 2 以下の木造の評価対象建築物等と同様に、等級に応じた倍率を乗じて必要壁量の算定することの他に、鉛直荷重等に対し、横架材や基礎の間隔・断面寸法等が適切に設定されていることの確認を求めることとしています。